

原 議 保 存 期 間 1 年 (令 和 6 年 3 月 31 日 まで)
--

警視庁生活安全部保安課長 殿
各道府県警察本部生活安全部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整第一課長
四国警察支局広域調整課長
警察大学校生活安全教養部担当者

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 1 月 1 0 日
警察庁生活安全局保安課理事官

アダルトビデオ出演被害問題に対する適切な対応について（通知）

見出しのことについては、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和4年法律第78号。以下「法」という。）の公布に伴い、「アダルトビデオ出演被害問題に係る対策の推進について」（令和4年6月22日付け警察庁丁保発第114号）に基づき指示されているところ、本年11月25日以降、法に定められた諸期間を経て制作された性行為映像制作物が公表されることとなる（法第7条第1項、第9条）。

アダルトビデオ出演被害問題においては、性行為映像制作物が公表されて初めて出演者等が相談に訪れることもあり、今後被害に関する相談が増加することが予想される。

各都道府県警察においては、同相談の受理等に際し、相談者の心情等を十分に酌み取りつつ、撮影、公表等をする者が事業者であるか個人であるかに関わらず、出演契約書等の交付の有無（法第6条）等について必要な聴取を行い、犯罪行為が認められる場合には厳正に取締りがなされ、また、犯罪行為が認められない場合であっても公表後一定期間内は任意に契約を解除できる規定があること（法第13条第1項）等に留意し、相談者の意向に照らして、必要な教示やワンストップ支援センター等の適切な機関へ引継ぎがなされるよう、改めて相談窓口担当者等へ周知するなど、引き続き適切な対応に努められたい。

本件担当：保安課人身取引対策係
800-3167、3168、3169